

## 第 2 4 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成 2 0 年 9 月 2 8 日（日）

1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 4 0

場所：青森文化会館 4 階 中会議室

事務局：皆様、本日はお忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。  
それでは、ただ今から第 2 4 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催をいたします。

本日は田子町長の松橋委員が御欠席でございます。

まず、本日の資料の御確認をお願い申し上げたいと思います。本日の資料は、事前に送付させていただいた次第、資料 1、資料 2、資料 4、資料 5、資料 6-1 と 6-2、資料 7-1、資料 9 でございます。その他、本日お配りした資料として出席者名簿、席図、資料 3、資料 7-2、資料 8 がございます。不足などございませんでしょうか。

それでは開会に当たりまして、山口環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

山口部長：山口でございます。古市会長をはじめ委員各位には、お休みの中、また天候が思うに任せない中でお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

挨拶に先立ちまして、去る 8 月 6 日に不法投棄現場からウィズウェイストジャパン三戸事業所へ向かう途中の運搬車両が、三戸町内においてミニバイクと衝突し、バイクを運転した女性が重傷を負う人身事故が発生しました。被害に遭われた方には心よりお見舞い申し上げますとともに、関係各位に御迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。これによって、取った対策等については後ほど事務局から詳細に説明させていただきます。

さて、不法投棄現場からの産業廃棄物の撤去につきましては、新たに 9 月 1 日からむつ市にあります株式会社青森クリーンに搬出を開始しており、お陰様をもちましてこれまで累計 2 0 万トンを超えております。これもひとえに関係皆様の御協力のたまものであり、深く感謝を申し上げます。

本日の協議会では、「廃棄物の水分低下可能性調査結果」等について御報告するほか、不法投棄現場の環境再生につきましては、環境再生計画の策定に当たって田子町が集約されました意見の報告や、今月 2 0 日に開催しました環境再生提案・審査部会において御協議いただきました「県民ワークショップの結果」及び「全国の専門家等からの提案募集」について、佐々木部会長からの御報告を頂戴することになっております。

委員の皆様には、不法投棄現場の環境再生に向けまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とします。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： それでは議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては協議会設置要綱の規定に基づきまして、会長が行うこととなっておりますので、古市会長におかれましては会長席へお移りを願います。

古市会長： 皆様、こんにちは。

雨が降る日曜日ですが、たくさんの方に御参加いただきましてどうもありがとうございます。先ほど山口部長の方からも御報告がございましたように、ちょっと案じておりました少し不幸な事故がございました。

これにつきましては、今日御報告をいただいて、二度と起こらないように注意していきたいと思っております。

今日もまたたくさんの方の報告事項及び協議事項がございます。特に協議事項としまして、佐々木部会長はじめ環境再生提案・審査部会委員の皆様方、本当に土曜日・日曜日もなく、ワークショップのお世話をいただきまして、鋭意精力的にその結果をまとめていただいております。

この辺をしっかりと議論をいたしまして、このワークショップの結果を全国に発信をして、知恵を結集してこの環境再生をしっかりとやっていきたいと思っております。

時間もあまりございませんので、座って早速ですが進めさせていただきますが、また今日も皆様、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

ではお手元の議事次第に則りまして進めさせていただきますと存じます。まず報告事項でございます。報告事項の1「廃棄物の水分低下可能性調査結果について」ということで、これにつきましては資料1に則りまして御報告よろしく願います。

事務局： それでは、資料1をご覧くださいと思います。「廃棄物の水分低下可能性調査結果について」でございます。この調査については、昨年の12月に冬の調査ということで実施しておりまして、5月の協議会で一度中間報告をさせていただいております。今回は夏における調査ということで8月に実施しておりますので、その結果について御報告いたします。

試験方法につきまして、これについては黒丸で示したケース1～6まで現場で調査を行っております。

ケース1～3までは天日乾燥のみの試験でございます。ケース1は1日2回

攪拌しております。ケース2は1日5回攪拌しております。ケース3については攪拌しておりません。

それから、ケース4～6については石灰を混合しまして、その後天日乾燥をしたものでございます。ケース4は2回攪拌、ケース5は5回攪拌、ケース6は攪拌なしということで、6ケースについて試験を行っています。

写真はその調査の状況写真でございます。写真手前の右からケース1、2、3、奥の方からケース4、5、6という形の盛土で、縦2メートル、横4メートル、高さ50センチでそれぞれ試験を実施してございます。

結果でございます。次の2ページをご覧くださいと思います。3ページ目が図になっておりますが、併せてご覧ください。

①として、調査は8月の4日～9日までの6日間実施しております。試験の期間中の天候は晴れで、気温・湿度については図の1に示しております。四角の赤については日平均気温、それからダイヤモンドの形のは湿度を表してございまして、気温については期間中22度～25度の温度でございました。湿度については50%～60%になってございまして、水分低下の試験については、適した気象条件であったというふうに考えられます。

調査結果については、図2及び図3に示しておりますが、図2は天日乾燥のみの場合のケース1～3を表してございます。それから図3は石灰混合した跡に天日乾燥したものでございまして、両ケースとも天日乾燥及び石灰混合したのもも試験前の含水比はおおよそ46%程度ということで、ほぼ同じでございます。

5日目の結果として、天日乾燥をしたもの、それから石灰混合したもの、両方とも、いわゆる攪拌したものについては約10%程度の水分低下が見られております。これはケース1と2、それからケース4と5のものでございます。それに比べて赤の丸の攪拌しなかったものについてはこれと若干水分低下が小さくて、約4%～7%程度の含水率の低下というふうな状況になってございます。

2回と5回の攪拌回数の違いは、この図表からも分かるように大きな違いは見られておりませんが、攪拌ない場合は若干低下が少ないという状況でございます。

それから3番目として、石灰混合しなかった場合の比較でございますが、石灰混合したものについては次の日、1日目でおおよそ6%程の低下が見られております。けれども、その後の水分低下が緩やかで、5日目になって天日乾燥とほぼ同じ10%程度の低下という結果になってございます。

これらの調査結果を踏まえまして、今後の現場での対応についてでございます。

まず焼却向けの方と、それから埋め立て向けでちょっと分けて考え、焼却向けの方についてでございます。焼却向けについては、現場で廃棄物の掘削をした後選別ヤードに運搬しまして、選別ヤードでは始めに選別の効率を向上させるために石灰を混合しております。この結果として、含水率が概ね10%程度低下しているという現状がございます。さらに水分を低下させる方法としては、この調査結果を踏まえまして、掘削した現場において石灰をさらに混合するという事も考えられます。これは水分低下を期待できるわけですが、掘削現場で石灰を混合するということになれば、新たな設備等が追加で必要となり、あるいは天候の影響によりまして含水率の低下が思わしくない場合も想定されます。

それから、天候等によりまして期待する含水率まで水分の低下を求めようとするれば、どうしても天日乾燥には日数を要しますということから、順調に搬出作業をするためにはなかなか期日どおり天日乾燥ができないと、期待する含水率が低下するまで待てないという場合が想定されるということが考えられます。

これらのことから、焼却向けについては石灰を現場の掘削場所で混合せずに、搬出量の状況を見ながら搬出作業に影響が出ない範囲において、できるだけ天日乾燥によって含水率を低下させる作業を進めていきたいと考えております。

一方、埋め立て向けの廃棄物については、現在の状況としては、まず掘削した廃棄物を積み込みする場所に集積をかけ、集積した場で天蓋車への積み込みし、埋め立て施設に運搬する作業を進めております。

これらの廃棄物の水分低下の可能性としては、やはり天日乾燥において3日程度で5%、それから5日程度で10%程度の水分の低下が期待できる状況でございます。石灰混合すれば1日目の攪拌作業で5%程度の早期の水分低下ということが期待できますが、焼却向けと同様に追加費用が嵩むこと、それから費用以上の効果が得られるかどうかということも非常に難しい面もあります。

以上のことから、埋め立て向けについても現場で、できるだけ天日乾燥の日数を取って搬出をするというような対応をしていきたいと考えております。

以上、水分低下の可能性調査の報告をいたします。

古市会長： はい、ありがとうございました。

基本的には重量がコストに響いてくるわけですし、焼却の場合は熱効率が非常に悪くなります。10%下げられるということは、非常に効果があるということなんですね。

石灰によって強制的に水分を低下させることと、天日乾燥を比較してみますと天日乾燥とそう変わらないよということでもありますので、基本的に天日乾燥でやりましょうということの結果が得られたということですね。

これにつきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか？

はい。搬出作業に影響が出ない範囲で天日乾燥でということで、もしかこれに支障がある場合は石灰で強制的ということもあり得るのですか。

その辺はいかがなのですか？

事務局： 搬出作業に影響がないという意味は、いわゆる予定して想定した水分低下が得られない場合もありますので、3日ないし4日で5%、10%という水分低下が得られなくても、選別ヤードに運搬して石灰混合をしたうえでということで、まあ予想以下の水分低下でも搬出していくということでございます。

古市会長： 搬出の期限と言いますか、量を確保する方を優先するという意味ですね。

事務局： そうです。

古市会長： はい、ありがとうございました。

それでは次の報告事項に移りたいと思います。「処理施設の確保状況について」ということで、資料2に基づきまして御説明よろしくをお願いします。

事務局： それでは資料2「処理施設の確保状況について」を説明いたします。

処理施設の確保につきましては、5月に開催しました第22回協議会におきまして、八戸セメント・奥羽クリーンテクノロジー・庄司興業所及びウィズウェイストジャパンの4施設と契約した御報告をしたところですが、最近新たな動きがございました。

まず1番でございますけれども、先ほど山口部長の挨拶にもありましたが、株式会社青森クリーンの埋め立て処分でございます。青森クリーンは、むつ市大字奥内字二又山に埋立容量14万立方メートルあまりの管理型最終処分場を設置しておりまして、県としましては埋立処分の増量を図る必要から、同施設への委託についても検討をしてきたところでございます。

去る7月23日、地元奥内地区の町内会長さんで組織しております奥内地域廃棄物処理施設環境対策協議会が開催されまして、それに私ども県も出席いたしまして、県境不法投棄の状況及び青森クリーンでの県境産廃処理計画について説明をしまして了解をいただきました。

それを受けまして、青森クリーン側の受入体制が整うのを待ちまして、8月20日に委託契約を締結、9月1日に搬出を開始いたしました。処理は土日祭日を除く平日で、1日当たり運搬車両10台で100トン程度の埋立処分を行

っております。今年度は3月までで15,000トン程度の処理を見込んでおります。

次に2番の八戸セメント株式会社の処理量増加でございます。これまで八戸セメント株式会社につきましては、運搬車両15台により平日に県境産廃の運搬を行い、処理は土日も含む連続運転で、1日当たり約100トンの処理を行ってまいりました。今回、さらに増量できないかということで、八戸セメントに御検討をいただきましたところ、廃棄物の性状・成分がセメント原料として適している場合には、運搬車両を1日20台に増やし、1日当たり160トン処理が可能である旨の御回答がございました。

それを受けまして、県は去る9月9日に八戸セメント周辺町内会役員への説明会を開催いたしまして、増量計画について説明したところ、反対意見はなく了承いただきました。これによりまして、9月24日から増量を開始しておりますが、八戸セメント側の意向によりまして当面1日当たり17台での搬入による130トン処理から始めております。

3番目としまして、コンクリートくずのリサイクルについてでございます。

現場における選別工程におきまして、100ミリメートル以上のコンクリートくずが分別されますけれども、これは洗浄したうえで場内に保管しておりました。撤去開始以来のコンクリートくずが一定量、目算で100トン程度溜まったことによりまして破碎処理することとしまして、7月22日に田子町の産廃処理業者釜淵運送有限会社と委託契約を交わしました。

搬出は7月28日から8月5日までで完了しております。撤去量は計測の結果95トンでございました。破碎処理後は再生砕石としましてリサイクルされております。

以上が処理施設にかかる最近の状況でございますけれども、これらの他にもまだ県境産廃受入に向けて準備を進めている施設や、処理量の増量を検討している施設などがあることから、県としましては今後も処理施設の確保、処理能力拡大を進めることとしており、平成24年度までの撤去計画は十分達成できると考えております。

最後になりましたけれども、今回新たに青森クリーンを確保しましたことにより、本格撤去マニュアルの一部修正が必要となりました。本日、追加で封筒に入った資料を配布しており、修正しました本格撤去マニュアルの差し替え部分でございます。

主な修正内容は、受け入れ先として株式会社青森クリーンが追加になったことと、青森クリーンへの運搬ルートの記述や地図の追加であり、それに伴うページの変更などでございます。

委員の皆様には大変ご面倒をおかけしますが、お持ち帰りのうえ、本格撤去

マニュアルのファイルを差し替えてくださるようお願いいたします。

なお、コンクリートくず破砕処理の釜淵運送に関しましては、臨時的な委託であり、処理の継続性がないことからマニュアル登載はいたしません。

以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。どうぞ。

西垣委員： 先ほどの御説明のうち、3番目のコンクリートくずのリサイクルで、洗浄したものを破砕して、これもリサイクルに使えると思うのですけれども、将来、この原状回復の時に、この破砕したものはもう一度何かその場でも使えるんじゃないかなという気もするのですね。ですから、100トンのコンクリートは洗浄をしてしまえば、普通でしたらそれはリサイクルとして今はほとんどコンクリートやガラスはリサイクルをしています。

ですから、将来これを、原状回復してどうこうする時に何か使えるような可能性があるのかということです。

事務局： それでは今の西垣先生の方からの御質問ですけれども、今、原状回復をやりながら環境再生の方もいろいろ御議論いただいております。

その中で、そういうものが使えるような形が出てくれば、使っていきたいのですが、置く場所がないんです。あそこはフラットな場所が全く無いので、非常に置き場所に苦労しておりまして、次から次へと出していかななくてはならないという現場の事情がございましてこういうやり方をさせていただきました。

西垣委員： 分かりました。

古市会長： よろしいですか。

続けて資料3の御説明をよろしく申し上げます。

事務局： それでは資料3「県境不法投棄産業廃棄物撤去実績累計」を御報告いたします。

前回、7月の途中まで御報告いたしておりましたので7月分から御報告いたします。7月分は作業日数22日、台数1,321台、撤去実績として14,379.65トンでございました。処理方法別では埋立処理量が8,125トンほど、焼却処理量が6,191トンほど、それから先ほど資料の2の3で説明しました釜淵運送への再生骨材としての処理委託分として61.85トンということになってございます。それから8月分は18日、722台、7,901.64トンということで、処理方法

別は省略いたします。9月分として、9月24日までですけれども、16日、989台、11,086.68トンというふうになってございます。

それで8月分ですけれども、7月、8月、9月と並べて見ていただきますけれども、7月分に比べまして8月分が特に減ってございますのは、埋立処理量がまず半分ほどに減ってございます。これは部長のご挨拶にもございました件、後ほど資料4で説明いたしますけれども、ウィズウエストジャパンの事故による委託停止が2週間ほど、要するに半月ほどございましたので半分に減ってございます。

逆に、9月分の埋立量が増えてございますのは、青森クリーンへの搬入が始まったということでございます。

それから、焼却処理量も8月分、9月分と減ってございますが、これは八戸セメントが8月中旬から9月の中旬まで定期修理ということで搬入をしていませんので、その関係で減ってございます。8月、9月分の日減り分は日数の関係でございます。

それで、20年度の実績といたしまして、116日、5,183台、55,958トンほどということで、昨年度1年間で51,440トンほどでしたので、半年経たない現在の状況で、昨年度の実績を上回っているという状況でございます。資料3については以上です。

古市会長： はい、ありがとうございました。

8月分、それと9月分も焼却の方が減っている理由につきましては、今御説明がありましたように、焼却施設の方は定期点検であり、埋立部分の方は事故の部分という御説明がございました。

以上の御説明で何か御質問等ございますでしょうか？

はい、どうぞ。

栗生委員： 青森のリサイクル工場の方が今中断しているわけなのですからけれども、それについて再開の見通しとか、そういうことは何か伺っているのでしょうか？

古市会長： 今おっしゃったのは青森の方ですか。

お願いします。

事務局： 青森RERのことかと思えますけれども。青森RERにつきましては、昨年度周辺の河川からダイオキシン類の濃度が環境基準を超えて検出されたということ、その原因関連施設と推定されておりまして、その関係からこれまでダイオキシンの低減対策を実施しております。



これにつきましては、青森 RER から青森市の方にその低減対策の計画を提出しまして、そして行ってきているわけですが、その計画に基づいて対策が終了した後、青森市の方にその報告をするということになっておりまして、青森市の方ではその報告を見て終了と判断すればそれなりの公表なり何なりあるかと思うのですけれども、その状況を今、私どもは見ている状況でございます。

その低減対策というものが終了したということを見極めました場合には、またお願いできるものか検討して参りたいと考えております。今は、そういう状況でございます。

古市会長： 栗生さん、よろしいですか。

はい、ありがとうございました。

今のところ、これが再開できないとしても、見通しとしては大丈夫なんですね。

事務局： RERの他にも施設を予定しているところがまだございますので、何とかなるのではないかなとは思っております。

古市会長： ということですね、ありがとうございました。

西垣先生、どうぞ。

西垣委員： 資料3で、16年～19年度、全体トータルがありまして、平成20年度で、ほぼ見通せる状態になってきましたので、できたら将来目標が24年でこれぐらいいいけるのだというグラフがあれば、「ああ、そうなんだ」と市民の方は安心すると思うんですけれども。

できましたら、将来目標もある程度書いていただいたグラフがあれば、非常に安心するんじゃないかなと思うんですけれども。

古市会長： そうですね。視覚的に理解をした方が分かりやすいと思いますので、またその辺、よろしくご検討をお願いします。

はい、須藤委員、お願いします。

須藤委員： 実は今、お話がありまして、「大丈夫だと思います」とかと言ったんですけれども、私はすごく心配性だと言われるとそれまでなんですけれども、またRERさんみたいなのがまた出てきたりすると予定どおりにはいかないわけですよ。お財布の中にお金が無いのに買い物ばかりしていてと思うと、すごく心

配になるのですけど。もっと安心できることが無いのかしらって、とっても心配です。

古市会長： その辺、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

事務局： 今、うちの方でいろいろと、他にも受け入れしてもらえるかなというところとか、それから先ほど説明しましたようにもっと増やしてくれるところもあるように今交渉をし、検討をしています。

できる限り余裕をもって、そして24年度の最終年度に向かっていきたいと。ですから、ギリギリでいくのではなく、いつも、いつも余裕を持ちながら、そして何かあっても、今、委員から言われたように、何かあっても対応できるようにこれからは確保に努めていきたいという具合に考えています。

古市会長： はい、心強いお言葉ですので。

古市会長： 青森クリーンの埋立処分場も確保できたと。

当初は、そういうのは無かったですからね。ちょっと遠いのですけれども、確保できたということは非常に見通しが明るくなったということです。

前にも御説明あったかと思うのですけれども、廃棄物処理施設の方は、許認可に絡みますので、なかなか事前に必ず認可できるということを言えないんですよね。でもまあ、県は24年までのお約束でがんばってやっておられるということで、それを信じてやりましょう。ありがとうございました。

それでは次、4番目の報告事項で、少し不幸な事故がございましたけれども、これにつきまして御報告をよろしくお願いします。

事務局： それでは資料4、「三戸町で発生した廃棄物運搬車両とミニバイクの衝突事故について」御説明いたします。

1の経緯について、8月6日午前10時50分頃ですけれども、三戸町川守田大清水の国道104号交差点において、県が普通産業廃棄物の運搬・処分を委託しております三戸ウエストパーク県境再生共同企業体に所属する運搬車両と三戸町在住の女性の方が運転するミニバイクが正面衝突する事故が発生いたしました。

この運搬車両は、不法投棄現場で廃棄物を積み込みした後、三戸町にあるウイズウエストジャパンに向かう途中、国道104号から国道4号に向かう側道に右折しようとしたところ、相手側車線の中で三戸町中心部方面から直進してきたミニバイクと衝突したものでありまして、相手方は左大腿骨、それから

右膝及び右手親指を骨折しまして、全治6週間の重傷となりました。

現在ですけれども、まだ入院しておりまして、リハビリをしているということでございます。なお、事故に伴う廃棄物の飛散流出はございませんでした。

このことにつきまして、2の県の対応ですが、まず当該車両は1グループ2台ということで運行していますけれども、午前・午後2回往復の午後の運行は中止させました。また共同企業体の運搬業者は4社でございますけれども、それらに対し当日の運搬業務終了後、安全教育の実施を指示し、4社とも同日中に実施してございます。

次の日ですけれども、県境産廃の運搬・処分を委託している全ての事業者に対して交通安全の徹底を求める指導文書を出すとともに、全ての運搬ルートにつきまして、当室において抜き打ちの追走を実施致しました。さらに8月8日には、処分業者、運搬業者、現場工事業業者等が参集する工程会議が開催されてございますけれども、その場で全ての運搬業者に対して安全教育の実施を指示しております。これはウィズウェイト以外の、その他の業者ということで、全社とも8月12日までに実施しております。

次に、当該事故につきましては、運転車両側の不注意の度合いが大きく、結果として相手方を負傷させたこと、それから運行管理センターの指示が一部不適切であったこと、この一部不適切というのは緊急時対応マニュアルというのを作成してございまして、この場合2台1グループ編成で動いていたわけですけれども、残りの1台が事故車を残して、多少5分か10分くらいそこに留まったみたいですが、事故車を残して出発してしまったということで、この場合は事故処理が終了するまでそこに留まることになっており、一部マニュアル違反ということもございました。

そういうことで、共同企業体全体の問題と捉えまして、8日付けで8月11日～24日までの2週間、運搬処分業務の委託を停止させていただきます。

次に、これを受けまして同企業体では業務停止期間中に再度安全教育を実施いたしまして、8月20日付けで事故の再発防止対策の強化を各運搬業者に指示した旨の文書を県に提出してございます。これを受けまして、県では当該文書の内容を踏まえ、代表者に対し、二度と事故を起こすことのないよう嚴重注意をするとともに安全対策を十分講じるよう指示したうえで、期限明けの8月25日から運搬を再開したという経緯になってございます。

以上です。

古市会長： はい、ありがとうございました。

事故の経緯を御説明いただきました。そして対応についても、再発防止対策の強化を謳う、それを肝に銘じた上で8月25日から再開しておりますという

御報告でありました。

これにつきまして何か御質問等はございますか。

栗生さんだけですか。

栗生委員： 安全運転の徹底を図るということで、教育を徹底させるということで、発注者に対して各車両の運転手の方から、一般車両について優先させて運転をするという誓約書を取ったらどうかと思います。その辺まできちっとやって、今後事故の無いようにしてもらいたいと考えております。

事務局： それでは、ただ今の御質問ですけれども、当方では運搬マニュアルというのを作成しておりますけれども、その中では可能な限り道を譲るよとということとは書いてございまして、そのことにつきましても工程会議等で徹底するよう指示はしてございます。

ただし、一部不可能な場合というのものもあるかと思ひます。道を譲る場所が無いとか、そういう物理的な部分もあると思ひますので、ただ今の御質問については御要望ということで受け止めさせていただきたいと思ひます。

古市会長： はい、栗生さん、いかがですか。

古市会長： はい、ありがとうございました。

工藤さん、どうぞ。

工藤委員： 今のことですが、岩手県の場合もやはり何台か連なって運行をしているわけですが、そのルートでやはり住民の方から「ちょっとスピードが出ているようだよ」とか、そういうことがありまして、私も実際後をついて走ったということがあるんです。やはり、住民からの通報というのは無かったんですか。今まで運行状況について、ちょっとまずいような運行をしているとかということは一般の住民からはそういう指摘は無かったんですか。

古市会長： いかがですか。今までそういう運行をしている状況について、クレームみたいなものがあつたかどうかということですが。

事務局： 特に交通違反を犯しているという通報については今までございませんでした。逆に、50キロのところを45キロとか、場合によっては40キロとか、少し遅く走っている、流れに乗っていないということで、そういう苦情はございました。

工藤委員： はい、分かりました。岩手県の場合は、ちょっと浄法寺の道路ですから、狭い道路をちょっと速く走って怖いという通報が、私の方にありまして、実際それを確認したわけなんです。そして、やはり協議会の方でそれを話をしまして、そしてチェックするようにしたら、もうそういうことは無かったようです。

こちらの場合は遅すぎて困るということですね。ということは、やはり大きな道路ですから当然邪魔になるということもあったと思うのですが、どうしようも無い事故だと思えます。以後気をつけて欲しいと思います。

古市会長： はい、ありがとうございました。

この被害者の方はここをいつも通っておられる人ですか。たまたま通られた方ですか。

というのは、その辺の交通状況について良く御存知の方なのか、それとも全く初めての方なのかによって状況が違いますよね。ある意味で、普通は右折する時に見えるはずなんですけれども。

事務局： 情報によりますと、そこを通ったのは農作業のためにということのようですので、普段通っていらっしゃるというふうに思います。

古市会長： そうですか。

ということは、そういう搬送用のトラックがいつも通っているということは御存知なんですよ。

マニュアルに則ってきっちりやられていて、また今後さらに強化して再発防止を図られるということなんですけれども、今、工藤さんの方からちょっと御指摘がございましたように、少しアンケートをしてもいいかなと思います。

これを肝に銘じて、運行状況について何かクレームがあるかどうか調査をされてみたらいかがでしょうか。やはり何らかのけじめというのが大事なな。

その事故を起こした人に対してのけじめは当然なんですけれども、今後のシステムについてのけじめと言いましょか、そういうようなクレームがあるようであれば、それは改善しないといけないわけです。

事務局： アンケートというのは。

古市会長： いや、アンケートじゃなくても結構なんですけれども、何か運行状況について日常的に何か感じていることがあるかどうかというのを、一度調べられたらどうかなという意味です。

事務局 : それは事業者にですか。

古市会長 : 住民の方です。もちろん住民の方です。こちら側がしっかりやっていると思っても、住民の方はやはり、そうではないと思われるかも分からない。

事務局 : 田子駐在の中野といいます。私ども現地におりまして、たまに現地の方、町の方がおいでになります。

先ほど申し上げたように、車が非常に慎重に運転をしている。慎重すぎるんじゃないかという苦情はあります。ただ、そこはやはり交通ルールは守らなくてははいけません。

したがいまして、もう少し追い越しできるような所がないとか、そういった苦情はあります。先般、運搬担当の者に聞きましたらば、近々その辺は検討をしているということですので、町の方から出ているような苦情は解決されるのかなと考えております。以上です。

古市会長 : いや、ちょっと意味が違うんです。慎重にやられていることはよく存じ上げています。それで定期的に県の方もチェックされているということも知っているんです。ただ、こういう事故が起こって、慎重であって遅すぎるような、そのぐらいの運行をしていて、普通は正面衝突するということはあまりないんです。そういう事故というのは、特殊な事故で起こるんでしょうけれどもね。

ですから、そういうことが起こった時には、やはり今、岩手県の方ではそういうようなクレームがあるということですけども、青森の方はそういうものはないのだと、遅すぎるだけなんだという問題なのか、そうでないかということは、日常的にヒアリングをするなり、何かそういう情報をお互いに交換しておく必要があるんじゃないかな。

こういう事故があったからこそ、そうすることによって地元住民の信頼を勝ち得るんじゃないかと思うんです。そこが大事だというふうに。今までやってないからという意味じゃないですよ。さらなるそういうことをやられた方がいいんじゃないでしょうかということをおし上げているんです。

事務局 : 当方で事務所便りというのも地域住民の方々に出していますので、そういうものも含めてちょっと検討してみたいと思います。

古市会長 : はい、よろしくをお願いします。

それでは報告事項の最後、5番目ですね、「現場見学会の実施状況について」、これについて御報告をお願いします。

事務局 : 資料5「県境不法投棄現場見学会の実施状況について」です。実施日は9月6日14時半から1時間ほどで実施いたしました。参加者は19名ということで、この中には田子町の役場職員1名、それから県境再生県民ワークショップの参加申込者4名も含まれております。

3の実施概要のところですが、これまで田子町民を対象に実施してきたわけですが、今年度初めて県内の一般県民を対象を広げまして参加者を募集した結果、19名ということでございます。

なお、周知方法ですが、県政記者会への広報依頼を行いますとともに、県のホームページでも広報いたしました。また、市町村の広報誌への掲載も依頼いたしまして、実際掲載いただきました。それから事務所での周知やワークショップ参加者への周知などを行いまして、結果19名ということでございます。

4の参加者アンケートですが、「見学してどんな感想を持ちましたか。」という問いに対しまして、「面積の広さに改めて驚いた」、「もっと早い時期に発見できなかったのか」、「多くの税金が使われているのが残念」、それから「二度と起きないようにしてほしい」等の御意見がございました。

それから、「撤去が終わった後、どうなればよいか。」という問いに対しましては、「費用も最低限にとどめ、元の姿に戻すか牧草地にすべき」、「自然公園的な要素も含め、植樹やごみ拾いなど住民参加の機会を作る」、「水処理施設を活用する方法があればいい」、それから「不法投棄が起きないように十分に現場を管理してほしい」等の御意見がございました。

なお、見学中の質問としては、「なぜここを選んで捨てたのだろうか」、それから「ごみの深さはどのくらいあるのか」等の御質問もございました。

以上です。

古市会長 : はい、ありがとうございました。

現場の見学会に19名の方が御参加いただいたと。アンケートをした結果、このような回答をいただいたということでございます。

何か御質問等がございますでしょうか。

ワークショップの御報告がこの後ございますので、その時でもいいのですが、その県民ワークショップに参加していただいた方も4名おられたということですね。その方々、何か特段おっしゃっておられましたか。

事務局 : この見学会の際にということでしょうか。

古市会長： 19名の方が現場を視察されましたよね。その中の4名の方は、ワークショップにも出ていただいたわけですよね。ですから意識が非常に高い、興味をお持ちになる方々がですよね。ワークショップの説明の時に聞いた方がいいのか、よく分からないんですけども、何か御質問等で何か特別あったかなと思います。

事務局： その4名について、特別ということはなかったかと思います。

古市会長： そうですか。その方が、このアンケートのどの方と対応するかも分かりませんけれども、トータルとしてはあったということですね。

御質問等ございませんでしたら、次の協議事項の方に移らせていただきたいと思います。協議事項、今日の一番に委員の皆様方から御意見を頂戴したい部分でございます。

1番目の「田子町の意見集約について」という部分ですが、これにつきましては、今日、松橋町長が欠席されておられまして、その内容について御報告をいただくということができません。

しかし、先週の土曜日、実は佐々木先生がやっておられます部会の方でその御報告をいただきました。私もちょっとオブザーバーとして参加させていただきましたので、その内容については十分お聞きしております。

ということですので、その時に事務局の方も御意見等お聞きいただいていると思いますので、その辺のところ、御報告をいただけますでしょうか。お願いします。

事務局： それでは事務局から報告します。

田子町から提出のあった資料は、資料6-1、6-2になります。6-2が全体の内容ですけども、その要約版、6-1により田子町長から報告がありましたので、部会での田子町長の報告と同様に読ませていただきます。

1、はじめにのところでは、下から2行目の後段のところですが、環境再生計画に十分反映・採用されるようお願い申しつつ、その実施に当たっては田子町としてもその連携と協力を惜しまない所存。

2、環境再生計画策定の経緯についての情報公開と地元住民説明について。平成21年5月に予定されている1次案を、青森県の協議会に諮る前の素案段階において田子町の意見や提案等が計画策定に当たってどのように考慮されたのかの経緯と内容を情報公開し、地元住民説明会を開催して、事前に説明しつつ、計画策定に至る過程の経緯を都度県民及び地元住民に分かりやすい形で示しながら進めていただくよう要望。



### 3、環境再生計画策定における意見の骨子について。

(1)環境再生は青森県の原状回復方針に基づく廃棄物及び汚染土壌等の全量撤去が完遂されることが前提で、この不法投棄事案の教訓の将来への継承を視点に、青森県の行政責任を明確にしたことによる県の責務としてなされるもの。

(2)原状回復後の現場跡地の環境再生の方向性は、ミズナラなどの落葉広葉樹を植栽して、元の自然に近い状態の自然林を目指すこととし、この場合、植栽後の保育期間を含めた自然林が形成されるまでの長期的視野に立った計画期間が必要。

(3)自然林の再生過程においては、既存の施設等も利用し、事件の経緯と教訓の展示・学習及び資料を保管する小規模な施設を設置し、また計画区域全域は跡地見学の場と環境再生過程の研究フィールドに提供されるべき。

### 4、環境再生計画策定における詳細意見及び要請・要望点です。

(1)自然林の再生前における環境修復。植栽を行う前段で、表土の復元等、環境修復として客土と土留柵等により安定した植栽基盤の造成が必要。ただし、現地にある覆土が単に土壌環境基準を満たすことだけをもって客土等に再利用することには反対。青森県は原状回復基本方針にあるよう、住民のコンセンサスを得ることを遵守すべき。

(2)自然林の再生手法。自然林のイメージは夏緑広葉樹の混交林とし、植栽樹種は潜在自然植生を調査推定して数十種を選定し、ポット苗で混植・蜜植する。この手法は誰でも植栽可能なため植樹祭等のイベントも実施可能。この場合、荒廃地復旧対策等に用いられる外来性の樹種や草本植物の導入は避けるべき。また、現地の気候条件の厳しさ等から、植栽樹木の枯れ死が予想され、補植の必要性をあらかじめ計画に盛り込んでおくとともに、計画策定後直ちに地域振興の観点から地元の森林組合等にその育苗委託を発注すべき。

(3)自然林の再生過程。現場内に駐車場と事件の経緯と教訓を伝え、産廃不法投棄防止啓発の展示・学習ができ、かつ、関係資料を保管する小規模な施設を設置するとともに、自然林の再生過程において現地は公開し、跡地見学の場や環境再生過程の研究フィールドの場として一般の方々のほか大学や民間を含む研究機関等にも提供し、施設も使用できるようにすべき。

### 5、その他

(1)岩手県との連携。環境再生計画は、「現場は一つ」という認識の元に岩手県と連携して計画を策定すべき。

(2)不法投棄現場の跡地及び現有する施設等について。不法投棄の現場の土地は現在県有地となっており、最低限環境再生が完了するまでは県所有の土地として適正な管理がなされるよう計画に盛り込まれるべき。

という内容で田子町長から報告がありました。また、その後の質疑応答で、内

容をさらに要約すればということで、繰り返しになりますが3の意見の骨子のところ、(2)、(3)のところになりますが、全体を植樹して自然林を形成すると。その中でこの不法投棄事案を伝える展示・学習、資料保管の小規模な施設を設置するとともに自然林が形成していく過程の研究の場としても活用していくというような考え方。あとは、自然林というものの捉え方として、手付かずの自然というイメージなのか、あるいはある程度人が手を加える自然ですね、たとえば公園のようなものであるとか、遊歩道のようなものがある、そういうものかどうかという質問に対しては、公園のように整頓された林ということではなくて、様々な広葉樹からなるいわゆる自然林、そういう考え方であるというようなことを補足的に説明がございました。

事務局から以上でございます。

古市会長： はい、今、田子町の御意見を御紹介いただいたのですけれども、その時の部会のお話というのはこの後、一緒にやればよろしいですか？

いや、部会の時に佐々木先生と小田委員と石井委員とおられましたね。いろいろディスカッションを若干いたしましたよね。

そういうのはどうでしょうか。

事務局： 今、簡略しすぎたかもしれませんが、ポイント的には2点お伝えしたつもりなんです。

古市会長： そうですか、分かりました。

ということでございますが、いかがでございましょうか。何かこれにつきましては、コメントとか御意見とか。ワークショップの参加者の方々からもいろいろ御意見をいただいていると思うんですね。これにつきましては佐々木部会長の方から御報告があると思います。

佐々木部会長： その部会で町長から御説明をいただいた後に、何点か質問が出ました。

そのうちの1つが、ここに盛られている意見というのは、本当と云っては悪いのですけれど、田子町長の、町民の方々の大部分の意見なのかということをおよそ確認をいたしました。

一部にちよつと違う意見もあるけれども、これは田子町の意見の集約と考えていいというような御返事が町長からございました。

古市会長： はい、これは町の代表としての町長名での御意見ですね。

他にいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

次、まとめてやっていただいた方がいいですね。議論をすることは、課題としてありますので、その時にまとめてやっていただきたいと思います。

それでは協議事項の②、③ですね。続けてやりましょうかね。

②県民ワークショップの結果について、まずこちらです。それからどのようにそれを集約、それをまとめて、今度は3番目の全国の専門家へどう募集提案をするかです。

この辺のところの出し方の議論がございます。これは後でやることにいたしますでしょうか。これを含めて、この辺につきましては環境再生提案審査部会運営要領第8の規定によりまして佐々木部会長から御報告いただくという形になってございますので、部会長の方からよろしく願いいたします。

佐々木部会長： それでは部会の御報告をいたします。

去る9月20日、先ほど会長からお話しがございましたように、部会の委員、全員で5名なんですが、1名欠席で4名の部会員に出席いただきました。それに加えて古市会長がオブザーバーとして参加していただきまして、計5名で部会の協議を行いました。

まず県民ワークショップについて、私の方から後で、どういう議論がされたかということをお報告いたしますが、ワークショップの概要について事務局からまず御説明をしていただきたいと思います。よろしくどうぞ。

事務局： それではワークショップ開催内容の概要について、資料7-1で説明いたします。

ワークショップは、八戸市と青森市の2会場で実施いたしました。開催日時、場所についてですが、八戸会場については9月7日、13時30分～16時30分の3時間。場所は八戸市の福祉公民館です。青森会場については、9月15日、同じく13時30分からの3時間で、場所は青森県観光物産館アスパムでした。

参加者数は、八戸会場、青森会場それぞれ14名、計28名でございます。編成として1会場当たり4人～5人でグループを作りまして、それが3グループに分かれて、それぞれのグループにファシリテーターの進行役を1名配置して進行いたしました。そのファシリテーターについては記載の3名の方々に2つの会場ともお願いをしております。

参加者へ予備知識として事前に資料を配布いたしました。その内容としては、パンフレット、DVD、県境不法投棄現場についての参考資料ということで、内容としては位置図、アクセス、周辺の気象データ、現場の地形、これは航空写真で不法投棄前後が比較できるもの、それから原地形のイメージ図です。他

に、不法投棄現場の四季の春夏秋冬の写真をビジュアル提供いたしました。

それから各種県民意向調査等の結果ということで、これまで協議会で報告のあったいろんな調査結果、それと先ほど報告しました田子町の意見集約結果、これらを一式配布して、事前に参加者に目を通していただいたうえで、御参加いただいたということです。

次のページですが、大まかな流れとして、これは3時間どういう形で進めたかという話です。まず、最初の30分について、導入部分として県、それから出席いただいた部会委員の方からそれぞれ話し合いに当たって念頭に置いていただきたいポイント的なこと、ここを4点に分けて説明をいたしました。

1つは、この不法投棄事案の概要についてということで、県から事前に参加者に配布した資料内容と重なる部分があるのですが、始まりに当たって今一度情報提供をしました。それから2つ目として、環境再生計画策定における県民ワークショップの役割についてということで、これは今日の別紙1で添付しておりますので、そちらを、次のページですがご覧いただきたいと思います。

これはすでに協議会でも説明をした資料ですが、県がどういうプロセスで計画を策定していこうとしているのか、御理解いただくという趣旨でワークショップにも示したものでございます。計画策定に当たっては、このワークショップだけではなくて、そのワークショップの前段にはいろんなアンケート調査結果などがあります。そのワークショップを終わった後には、今度は全国にその範囲を広げて提案募集を行う。協議会でさらにそれらを基に議論をして、県として計画を策定していくということです。その中でワークショップの役割として、その緑の枠の中の※ですが、次に続く全国の専門家等からの提案募集に向けてということで、このワークショップで出されたアイデアが全国の専門家等の経験・能力を引き出すことにつながります。それからワークショップの討議結果は、協議会で整理の上全国の専門家等へ提示しますということを説明いたしました。

3つ目が、県境不法投棄現場の環境再生に向けた3つのステップということで、これは別紙2になります。次のページになりますが、今回のワークショップを実施するに当たって、前回の部会の意見も踏まえ、新たに作成したものです。どういう方向でワークショップの討議を進めていったらよいか、前回の部会でいただいた意見を基に佐々木部会長、古市会長、石井委員を中心に整理していただいたものです。

内容としては、現場の環境再生に向けて3つのステップということで捉えまして、ステップ1が現在行っている廃棄物の撤去、これがいわばマイナスからゼロへの取り組み。それからステップ2が廃棄物の撤去を完了した原地形のイメージ図のような状態、これをゼロと捉える。そしてステップ3として、現場

の環境再生として、これはゼロからプラスへの新たな取り組みという位置づけで、その環境再生を検討するに当たっての視点ということについては、これまでも協議会で整理をしてきたわけですが、今回、それをもう少し分かりやすくと言いますか、端的にその環境再生の議論の前提部分としてあるものと、その前提の下にどういう議論をするのかという部分に整理をしております。

前提としましては、○が3つございますが、持続可能な社会形成の視点、それから2つ目の○、県境不法投棄現場の修復には多額の税金を投入していることから、本事案で積み重ねられてきた教訓・経験・知恵・技術を継承し、将来にまた全国にも活かしていく視点、それから3つ目の○、県財政が極めて厳しい状況にあることです。

それを踏まえ、矢印の下ですが、現場の環境を適正に管理することを視野に入れながら、何らかの付加価値を与えていく視点。それからハード面、ソフト面の総合的な地域づくりという視点。こういった観点で議論を進めていきましょうと。

そして具体的にワークショップでは、これも前回の部会で整理いただいたものですが、その緑の文字ですけれども、ワークショップでの検討の主な方向性ということで、ステップ2、ゼロの自然から住民ニーズに基づいた地域づくりに活かしていく自然というのがどういうものが考えられるのか。

それから地域づくりを次の3つの方向から検討をするということで、生活関連、新エネルギーなどインフラ整備などの場として活用する。それから教育・文化・交流の場として活用する。それから経済活動、産業活動の場として活用するといったことを御説明いたしました。

これについては、先ほどの資料に戻りますが、大まかな流れのところに戻りますが、9月7日の八戸会場では小田委員から、それから9月15日青森会場では佐々木部会長から御説明いただいたところです。

それから4つ目として、事前に行われたアンケート調査に関する補足説明ということで、これは石井委員から御説明いただきましたが、これまでのアンケートでは自然にかえすという回答が多いわけですが、調査手法の違いによっては、自然にかえすプラス付加価値を望んでいる方々も多いという回答結果になっているというようなこと。

それから、そういう結果も踏まえて、今の3つのステップを補足するような形で、国民・県民の税金が投入されていることから、この環境再生に当たっては社会貢献できるような、皆の役に立つような発信ができないのかという付加価値の視点についての話。また、その付加価値と自然というものが決して対立するものではなくて両立するもので、自然の捉え方も単に抽象的な言葉として捉えるだけではなくて、具体的に現場をどういう自然にしたいのか議論をして

いただきたいというようなことをお話いただきました。

それに続いて2時間、ファシリテーターの方から冒頭ワークショップとは何か、あるいはワークショップの基本的なルールのようなものを簡単に説明いただいたうえで、先ほどの3つのステップに基づいて、概ね前半は自然の方向性について、後半はグループそれぞれに生活関連、教育・文化・交流、経済活動、3つの方向性について討議いたしました。

最後の30分で各グループから発表、それから全体の意見交換、最後にファシリテーターの代表者の方からコメントという形で閉じたということでございます。

結果のまとめについては資料7-2で、これは佐々木部会長の方から御報告いただきますが、めくっていただいて写真があろうかと思えます、5枚目になります。今日、雰囲気を感じ取っていただければということで写真を添付したものです。上の4枚が八戸会場、下の4枚が青森会場です。

その中に、テーブルの中に模造紙が見えるかと思えます。進め方としては、参加者が話し合いを重ねて、それぞれの考えがある程度まとまった段階で、その内容を大きめの付箋に書き込んで、それを模造紙に貼り付けて、ファシリテーターがグルーピングしていくという作業の流れでございました。

それをまとめたものが、ワークショップの成果物ということになろうかと思えます。これも次のページ、写真で、概ね大体こんな感じでしたということで付けておりましたので、参考にご覧いただければと思えます。

事務局から以上でございます。

佐々木部会長： はい、それでは県民ワークショップの結果のまとめにつきまして、部会での協議内容を含めて御報告をいたします。資料の7-2をご覧いただきたいと思えますが。

7-2の1ページ目はワークショップの概要でありますので、今、事務局から御説明をいただきました。割愛をしたいと思います。

それから、その次もワークショップで説明に使った資料ですね。これも先ほど説明をいただいたので、これも割愛をいたします。

3ページ目からワークショップの結果、まとめでございますので御報告します。まず1番目としては、地域づくりに活かしていく自然のあり方、自然の方向性についてということで議論をしていただきました。そこでいろんな御意見・御提案が出ていますので、読み上げる形で御報告をしてみたいと思います。

この自然につきましては3つに分けて整理をいたしました。最初は、「どのような自然を創っていきますか」という性格の御意見・御提案、それから「誰が、どのように創っていきますか」という視点からまとめたものがその次ですね。

それから次の4ページになりますが、しからば「どのように利用される場所として考えますか」という視点でまとめたのが3番目のグループであります。

3ページに戻っていただきまして、「どのような自然を創っていきますか」ということについては、緑豊かな自然、あるいは樹木だけではなくて花や果樹など色とりどりの自然、あるいは日本一の芝桜、日本一であるということに意味があるというような御意見がございました。

それから、自然を人々が気軽に体験できる自然公園、傾斜地を活かした人工の川がある自然公園、森林浴ができる森、木の実のなる森、昆虫採集のできる森、湧き水が湧いてくるような木々の植栽をする。

それからシンボル性のあるもの、具体的には日立製作所のテレビコマーシャルに出てくる日立の樹のようなものをイメージしてこういった提案が出てきたということです。それから何も足さない、何も引かない自然、植林など人為的な手を加えないで自然がどう蘇るか、自然の力を観察するという場にしてはどうかという提案であります。

2つ目のまとめとしては、「誰が、どのように創っていくか」ということについてです。植林でつながりを、緑でつながる仕掛けづくりということでまとめられるものがいくつかございました。地元住民、馬淵川水系流域住民、県民、県外住民によるボランティア植栽ということでこの緑を創っていったらどうか。1本、1本に植樹者の名前を付けるとか、自分の木が育つのを定期的に見守るイベントや研修会を開催するといったような補足的な意見がございました。

それから、自然教育の一環として、県内外の小中学生によるボランティア植栽、これは長期的な観点で行うということも考えるべきだということですね。それから、環境保護運動に熱心に取り組んでいる県内・全国企業とのタイアップ、あるいは売却、これは土地なり権利の売却だと思いますが、例えば企業名を冠した「〇〇の森」というようなものを創ってはどうかという提案。それから個人、企業への分割売却やオーナー制もあるのではないかと。

実のなる木を栽培し、その実を収穫させるとか、あるいは収穫物を配送、これはたぶん参加者とか会員制の方々への配送だと思いますが、そういう提案がありました。

それから、田子町小学校の卒業記念植樹として、長い年月をかけて「田子の森」として育てていくということも提案として出ておりました。維持活動のための募金活動、募金者への還元方法についてはまた別に考えなければいけないけれどもという御提案がございました。

その次の4ページにいきますと、それは今の現場を「どのように利用される場所として考えますか」ということです。自然観察、自然教育、環境教育の場として利用するという意見。それから、地域内外の人々の交流の場とする、田

子町と県内外の子供の交流、あるいは高齢者と子供、あるいは若者の交流といったことで、交流の場として利用する場所です。

それから、1年を通した現場体験プログラムを用意する。例えば、春には花や木を植える、夏は育て、秋に収穫をする、冬にはスキーをして、季節ごとにできるようなプログラムを用意する。

星空が非常にきれいな所だそうなので、1年中星空が観察できる場所ということで体験プログラムに織り込む。それからキャンプとかハイキングができる場にしてはどうか、自然ふれあいキャンプ場というのもいいのではないか、現場の野菜を食し、動植物と触れ合い、宿泊するなど、全てをまかなうことが体験できるキャンプ場として考えてはどうかということです。

それから、自然あふれるスポーツ公園であるとか、傾斜地を活かしたスキー場や林業の体験林としてはどうか。田子町民に対して農業用地として一坪地主のような形で貸し付けてはどうか。星空観察やUFOのウォッチ、先ほど申し上げたように、現場は星空がとてもきれいな場所なんだそうです。UFOの目撃情報もあるし、そういう場所にしてはどうか。それに伴ってキャンプ場とか宿泊施設も必要になるだろうということでありました。

以上が、地域づくりに活かしていく自然のあり方についての提案でありました。

それから、4ページ中ごろから、今度は付加価値の分ですね、「地域づくりの方向性について」ということで、これについては3つのグループのテーマでそれぞれ提案が出されておりますので、御紹介をいたします。

①としては、生活関連の場として活用する方向性についてということで、いくつかの提案がございました。

現場の地理的条件や地元の資源を活かした新エネルギーシステムの展開ということで、いくつかの提案がございました。風力発電、太陽光発電の場としてはどうか。それから、バイオマスの施設、リサイクルの施設で生まれたエネルギーを現場の他施設などへ活用してはどうか。その中で補足的に、水処理施設、公園、完成記念イベント、例えば知事サミットなどを開催してはどうかという提案が出ておりました。廃棄物処理施設の場として活用してはどうかということ。

それから水処理施設を活用するというので3点ほど提案がございました。農産物、花卉生産への活用。蓄積された技術の県境不法投棄現場以外への普及、先進技術の啓発の場として使ってはどうか。それから、飲料として可能になるまで技術を高める。これは水処理施設のことだと思いますが、飲み水として飲めるまでになるように技術を高めるという提案がございました。

それから、保健・医療・福祉の一体化、包括支援事業のモデル地区として考



えてはどうか。特区を利用したり、あるいはNPOによってこういう事業をしてはどうか。それから周辺環境は心理学的にも活用できるのではないかという提案がございました。

その次の5ページにまいります。2番として、教育・文化・交流の場として活用できるのではないかということで、いくつか提案がございました。この中で先ほど御報告をした自然のあり方についての御提案と重なる部分がありますので、それについては除外してあります。

まず、教訓を伝えるオブジェやモニュメント、これは100年とか150年もつようなものとして作ってはどうか。それから、教訓、経験、知恵、技術を伝えて、継承するための資料館とか記念館にはどうか。具体的には、ごみの現物とかを展示をしたり、撤去をした記録、あるいはごみ処理をした体験など、こういったものを資料として展示するということですね。ごみを排出した県外の人意識にも訴える工夫をするという提案でありました。

それから学術機関、大学等の研究施設を誘致する。広域エリアで設置ニーズが高い県立施設を地元を整備してはどうか。例えば、免許センターなどというアイデアが出ておりました。それからランドスケープを活かした墓地とか、何かの記念日を設ける。野外コンサートや環境をテーマにした演劇を開催する。基金の設置による環境をテーマにした論文の募集をする。日本に唯一の場所づくりのためのデザインコンペ、これは国内だけではなくて全世界に向けてのデザインを募集するという提案であります。それから周遊性を持たせる工夫ということで、この現場で全てを完成させるのではなくて、周辺の既存施設、例えば地元農産物を使ったもてなしとか、地元資源を活用した様々な体験などと組み合わせ、周遊の一部にこの現場を組み込むようなものとして創ってはどうかと。田子町を訪れたら、必ず現場まで足を運びたいような仕組みづくりをしてはどうかという提案でした。

それから3番目の経済活動の場として活用するアイデアであります。まず、地場産業、農畜産業のさらなる飛躍のための場として活用してはどうか。全国ブランドのニンニクとか、田子牛の生産の場として使う。それから、レンタルファームとして活用するとともに、収穫物の即売や合同収穫祭、地元他団体や他市町村などのイベントも展開する場として考えたい。それから、傾斜地という地形、これは下から地面を見上げられるような地形なので、それを活かしていろいろな生産物の形態や色彩を活かした扇形、扇状の風景画のような景観を創出してはどうか。農地アートという言い方をしておりますが、そういう提案がございました。

それから、地元特産のニンニクとか、ニンニクの加工品の生産・販売のさらなる飛躍の場としてはどうか。ニンニク畑のレンタルファーム化とか、ニンニ

ク工場の集約化と加工残渣物リサイクル施設の併設。ゼロ・エミッションという考え方でそういう施設を一緒に創るという場として考えてはどうか。

それから、立地条件、現在の原地形はかなりの傾斜地になっておりますが、それをフラット化する。そのためにホタテの貝殻とか、あるいは廃棄物の利用をするということができるのではないかという提案です。JAなど地元関係機関や外部の販売戦略プロデューサーなどと一体的なこういった事業の推進体制を作るべきだ。

それからその下、企業誘致などの場として考えてはどうかということで、経済特区を活用するとか、きれいな空気や水を必要とする工場や研究所を誘致してはどうか。進出した企業の名誉・評価が高まるようにするとか、アクセス道路など、インフラ整備もその時には必要だろうということ。

こういったことが、いろんな意見として出てまいりました。

最後に、それぞれの議論の進行役といいますか、介添え役として3名のファシリテーターの方に議論に参加していただきましたが、代表から結びのコメントが寄せられましたので、それを御紹介いたします。

まず八戸会場ですが、こういうコメントがございました。全体的に問題が大きいこともあって、ブレインストーミング的なワークショップだったという印象がある。

物足りない部分、成果をまとめきれなかった部分もあったと思うけれども、ファシリテーターとしては各チームともいろんな意見が補足しあいながらまとめることができたのではないか。それから、全体としては、いろんな分野での活用について日本最大級の廃棄物の不法投棄現場であったということのを忘れないために、どのようにシンボルを創っていくか。そのシンボルの持つメッセージをどう伝えていくかということに、それぞれのグループの方々の意見から強い印象を受けたということでありました。

具体的に進めていくにあたりまして、地元の資源との組み合わせとつながりをいかに持つかということ、それから、ただ田子町民だけではなくて流域の関係のある人、あるいは納税者とのつながりを取り込んでいくという意志とか考えが全体的にはあったのではないかという印象を持ったそうであります。それから、シンボル性とかメッセージ性、つながりが貫かれるような再生のアイデアが実現することをファシリテーターとしては期待しているということでありました。

青森会場についてであります。八戸会場に比べると、やはり現場から離れている、距離的に離れているということがあって、八戸とは随分違う意見が色々出されたという印象があったそうであります。それでも両会場に共通するものがあるという点と、それから特に青森会場では現場のイメージとか現

場に対する発想の転換をするという視点での議論が多く出されたということを感じとして持ったようであります。

八戸会場では、つながりという考え方が出てきておりましたけれども、そこでは空間的なつながりという側面が強かった。これは地理的に近いという参加者の方々の議論だったということから出てきたことだと思います。青森会場では、空間的なつながりというよりは、むしろ時間的なつながり、あるいは世代を超えたつながりという視点での意見が色々出てきたということ。それからもう一つは、田子町の現場というのはそこにしかないという意味でかけがえの無さがあるわけではありますが、それを何とか活かしていきたいというような意見が青森会場では出ていた。それから、田子町だけではないと、孤立させない、あるいは自分たちも関わっていくというのがよく耳にしたメッセージがいくつか青森会場では出たということです。

それ以下は、ファシリテーターが会場で交わされた意見から出てきた感想ということよりは、むしろ県に対するお願いということでも出てまいりました。

要するに、平成24年度に全量撤去されるわけですが、やっぱりそれはかなり先の話なので、なかなか具体的に考えることは難しかったという印象です。

本当であれば現場、撤去された跡地、現場に立って、臭い、あるいは環境の中で色々考えたかったけれども、それは現実的には無理なので、このワークショップの中で出てきた色々な考え方を活かしながら、小さいけれども確かな一歩になっていって欲しいということでコメンテーターのまとめとして出ておりました。

以上であります。

古市会長： はい、ありがとうございました。

ただ今、佐々木部会長の方から9月7日、15日、両方とも日曜・祝日であったのですが、委員の皆様、県の方々、そして参加された方々、非常に熱心に熱い議論をしていただけたということが分かっていたと思います。

資料7-1で熱気あふれる会場の写真が見えます。それから資料7-2の方では、その要約、御意見がまとめられてございます。これ全般につきまして協議会の委員の先生方、皆様から御意見を頂戴したいと思うのですが、その前にちょっと当日御参加いただいた委員の方に少し臨場感を伝えていただいた方がいいかなと思いますので、小田委員と石井委員、ちょっとそれぞれコメントをいただけませんか。

小田委員： なかなか臨場感をここで表現するのはどうかと思うんですが、私は八戸会場

の方に参加させていただきました。八戸会場は、地元の田子町の方も参加して、現地のことを知っている方がいるという中で話し合われた中、現地は傾斜地のある所だ、なかなか気候条件が厳しい所だ、そういうところでは色々公園を造ったり、色々お金をかけてやってもそれは現地には向かないんじゃないかな。それよりもシンプルな形で自然に戻すということがいいのではないかなということ。

それから、現地は普段は田子町から、なかなか離れた距離感がある所で、現地の方々もあまり訪れるところではない。そういう意味では、そこに整備された公園が造られたとしても、なかなかそこに足が向けられるということは可能性としてはこれからもどうか。

でも、やはりこの日本最大規模の産廃のところであったということでは、そういうことをこれから後々伝えていくためには、シンボルとなるものでそこに記憶を留めるものは置いておきたいという話。それから、小さい時にはそこでは昆虫採集をするために訪れたことがあるので、自然のままのところがあれば、またそこにそういう形で訪れることができるなということ、やはり広葉樹があればいいなというようなこともありました。

ただ、傾斜がすごく急なところなので、そこにどの程度の植林ができるのかなということで、私が見ていたところのグループでは芝桜などをそこに一面植えて、それも日本一、そこにも書かれてありますけれども、日本一に意味があるんだということで、そこを全面芝桜にするという形はどうか。とにかく八戸会場の方達の意向の中には、あまり大々的な費用をかけて整備するとか、そういうことは望んでいない。できるだけそういう中でシンプルな形で自然に戻したいなという意見。

それから、植林をするという形の中には、随分、費用面で前提条件の中に3つありましたけれど、厳しい県の財政の中で、そこで何とかそういう事業を起こすためにはボランティア性とか、1本1本の木に名前を付けて、寄付を募ったりしようというような積極的な意見も出てきておりました。

以上です。

古市会長： はい、ありがとうございました。

では、続きまして石井委員の方からお願いします。

石井委員： はい、私は訳あってと言いますか、2つとも、八戸も青森も参加させていただきました。今、小田委員から八戸会場ということでお話をいただきましたけれども、まず両会場とも非常に参加された方が、一生懸命議論をされて、個人的な感想ですけれども、こんなに県境の環境再生について2時間、3時間とい

う短い時間ではございましたけれども、非常に真剣に考えてくださる方々がたくさんいて、非常に嬉しく思ったというのがまず第一の感想です。

先ほど、八戸と青森の違いということについて、少しファシリテーターの方からもコメントがありましたが、確かに八戸の会場は小田委員からお話があったように地元の方がいらっしゃったということと、あと前日に現場見学に行かれた方もいたということで、またファシリテーターの方も、まだ八戸会場が初めてだったので、なかなか皆さん、どんな話になるのか手探りのところもあったみたいで、どちらかと言うと地元の人や現地を知っている人が話を少しリードしながら、それでファシリテーターの方が補足しながら皆さんの意見を引き出したというような印象を受けたと思います。

それに対して、青森はファシリテーターの方も意見を抽出するのが慣れてきたというのと、あと青森会場の方もちょっと離れているというせいもあってなのか、比較的アイディアにあふれた方が多かったのかも分かりませんが、非常に幅のある意見がたくさん出たような感じがします。それから、逆にたくさん意見が出てまとめて苦労をする部分もあったかと思います。非常に幅の広い意見が出た。

共通して、ファシリテーターの結びのコメントにもありますけれども、要するに地元の資源を活かすだとか、あとはやっぱり田子だけじゃなくて県民、それから国民、納税者というんでしょうかね、そういう方々へのつながりみたいなものを非常に大事にされていたような印象を持ちました。

以上です。

古市会長： はい、ありがとうございました。

以上、ワークショップの状況についての確に、端的に御説明をいただきました。まだまだ、多分お伝えできないんだらうとは思いますが。この資料につきましては、事前にお送りいただいて読んでいただいていますよね。事務局さん、これ全部送っていますか。

事務局： 部会長から報告のあった7-2は、時間の関係で今日、当日配布という形になっています。

古市会長： そうすると、ちょっと協議会の委員の方、ちょっとあれかもしれませんね、初めて見られるのか分かりませんね。

雰囲気はこの資料7-1の方の写真で、非常に熱心に御議論いただいているのが伝わってくるかと思うのですが、いかがでございましょうか。どこからでも結構ですので、御質問等ございますか。

これは多分佐々木部会長がお答えになるんだろうとは思いますが、よろしくお願ひします。それをフォローする旨ありましたら、当日参加していただきました石井委員、小田委員、よろしくお願ひします。それからこういうデータを分析していただいた井上委員の方からもコメントがありましたら補足をお願ひします。

どうぞ、御遠慮なく御質問下さい。

澤口委員： この参加した方々の年齢層というのは、ある程度幅広かったんでしょうか。その辺、ちょっとお聞きしたかったのですけれども。

佐々木部会長： 幅広かったですね。ただ、具体的に年齢までは私はチェックはしませんでしたけれども、大体そうですね、20代後半から60代くらいの方もいらっしゃいました。かなり幅広い年齢層の方に参加していただきました。他にいかがでしょうか。

西垣委員： 原地形でステップゼロということ、これ掘削80万トンのものを掘削してしまっただ後に復元するというので、客土をするとか何かそういうふうなことを考えての、現在の地形そのまま置いておくというふうなイメージ図を見せられたんでしょうか。

佐々木部会長： すいません、今、途中経過も含めてですか？

佐々木部会長： それは、例えばこういう形で、最終的にはこういう地形が現れますよというの提示してあります。

西垣委員： 分かりました。私はこの間、豊島をタイから、やはり向こうも同じような問題を抱えていて、タイから見学に来られていて、船つき場の現地に反対派の方のハウスがあつて、これはいずれ撤去されると思うんですけれども、豊島をその後どうするのだという話のこと、そこもあまりまだはつきりはしてないんです。

おそらくこれは、歴史に残っていくと思うのですよね。豊島、それからこの県境、それから敦賀の120万トンの不法投棄というのは日本三大不法投棄現場ということで残っていくと思う。ですから、例えば足尾銅山の問題とか、熊本の水俣の問題とか、富山県の神通川の問題とか、昔の公害と同じような形で、不法投棄と一緒に私は残っていくと思いますので、これはいろんな意味で有形無形においてでも何らかの勉強にはなっていくと思うんですけれども。

それで、日本だけではなく、これはアジアで、他でもどんどんこれから起こりつつある問題で、海外から、どんどん今、豊島、直島を見に来られる方がいらっしゃるような状況なんです。ここもきっと将来、80万どうしたんだということを見に来ると思いますので、その辺も考えていただければいいんじゃないかなと思います。

佐々木部会長： ワークショップでは、そこまでの可能性までは紹介しませんでした。でも、やはりこの現場が持つ意味とか、あるいは求められる情報発信性ということについては参加者の方は十分認識して議論しておられたと思います。井上委員、どうぞ。

井上委員： 本来であれば佐々木委員の立場と同じ側にいる人間なのですが、ちょっとこのワークショップの両日、いずれもちょっと私の別の日程とバッティングして参加できずちょっと残念だったので、本来出れば質問するような内容ではないのですが、2点ばかり質問させていただきたいと思います。

1つは、きれいにまとめていただいて、素材もあるのでそれを見れば分かるのかもしれませんが、ファシリテーターの意見の中で、青森と八戸の意見の相違というところが指摘されているのですが、ちょっとまとめたものを見ると、そこが見えにくいんですね。

例えば、これを1つひとつ箇条書きしてあるものを色分けしていくとどんな感じなのかと。ちょっと一言で答えられないので次回の課題かもしれませんが、そういうのを見てみたいと思ったのが1点です。

それからもう1つは、経済活動の議論というのが、ちょっと実は以前に期待をしていたものと違ってきます。というのは、私は、今、西垣委員のお話にもありましたように、世界的な価値のあるエリアというかサイトであるという認識がありましたし、そういうコンセプトのもとにモニュメントだとか、あるいはその施設、まあお金をかけないにしても何らかのものが行われるんだろうなというふうに思っていました。そういう意見も出ていますね、日本一にこだわるべきだとか、世界一とか。

そういう前提に立った時に、経済活動の場というのを考えると、ちょっと私、文科系の人間だからかもしれませんが、世界的なツーリズムのスポットというんですかね、ツーリズムを単なる物見遊山ということではなく、ツーリズムというのは観光ということですが、観光というのはある種知的な関心を満たすものとして行われるというのが流れとしてあるわけです。そういうものにとっては大変有意義なとか、そういうスポットとしてはすごく有望なものではないかと思っていました。こういうものが、経済活動の場には当然反映される

であろうと思ったら、いや、全然声が無かったのか、あるいはまとめの都合でこうなったのか分かりませんが、従来の経済活動というんですかね、地場産業、農業というのが全面に出ていて、ちょっとこのところが、その前の教育・文化とか、世界最大というか、世界的な規模の環境再生のサイトであるというようなことから、ちょっとずれて、ずれているという失礼ですが、違う話になっているのですが、その辺りの議論の流れだとかをちょっと知りたい。

出なかったのか、出てもちょっと何かに紛れてしまったのか。そのあたりを伺いたいなと思いました。

佐々木部会長： まず2点お答えします。1つは、ここで整理したものの中に今おっしゃったような項目、あるいは意見が無かったというのは、別にこれはカットしたわけではないんですね。できるだけありのままの議論、どういう意見が出たかということ整理しただけなので、ワークショップの中ではそういう提案なり意見が出なかったということだというふうに思います。

それと、私も八戸会場に出てないのでよく分かりませんが、比較的現実的な考え方をする方が多かったのかもしれませんが。その辺りはちょっと会場の雰囲気、そんなに沈滞した中での議論だったわけではないのですが、議論の中では世界的な、今の例えば環境学習とか、あるいは体験観光とか、そういう意見は出てこなかったと思います。青森会場では少なくとも出なかったですね。八戸会場ではどうでしょうか。石井先生、いかがですか。

石井委員： 世界という点では、確かに両方とも直接的な言葉としては無かったのかも分かりませんが、そのようなツーリズムという考え方ですよ。

体験型で人がそこに来る、観光で人が来たら必ず現場にも寄ってもらうとか、何かそこに人が来るきっかけを創ろう、記念碑を造ろうとか、そういった根底の中に必ずしも経済の場として活用をするというのは、なかなかこの経済だけの話の中で、生活の関連の場としてとか、3つテーマがありましたけれども、それだけに特化して話すというのはなかなか難しく、例えば生活関連の場で風力発電だとか新エネルギーとかというのも、今では十分ツーリズムの対象になっていますし、それから教育・文化・交流の場、体験学習ということも十分にツーリズムとしての良さを持っています。

私は井上先生の今おっしゃったことは、確かに世界的なグローバルな話ではないにしろ、そういった要素、ツーリズムの話は十分あったかと認識しております。



佐々木部会長： 小田委員、いかがですか。その辺りの補足をしていただけますか。

小田委員： 私も、全ての3つのグループが、どのような内容であるか、ちょっと全部は掴み切れないんですけど、やはり全般的には地元の方たち、現地のことをある程度想像できるという形では現実的な考えが多かったかな、世界的なところまでは考えが出なかったと思います。

なかなかそこは、冬がとても厳しいところで、冬は人は訪れないような場所だとか、この先には小さな集落がある場所だとか、そういう地元の情報をお話なさったりしていましたので、そういう意味での広がりはあまり無かったんですけど、でも中でも前向きに、是非ここは教訓として残しておきたいということ、またこれを後世に伝えたいということで、教育的な文化・交流の場にしようとか、そういう話は出ました。

あと、そうですね、経済的なところではちょっと。やはりあまり印象に残っているお話は、私は聞けませんでした。

佐々木部会長： ありがとうございます。石井委員がおっしゃいましたように、全く井上委員から御提案があったような内容が欠落していたかということ、そうでもないですね。やっぱり情報発信をしようとか、全国に対してこれだけの経験を伝える責任があるのではないかと、あるいは人々がここに集って体験をするとか、交流をするとか、色々な形で提案として出ておりましたので、さらにそれを膨らませれば十分、井上先生が考えられるようなものに結びついていく種は出ていたのではないかなと思います。

他にいかがでしょうか。

小原委員： この間もちょっと伺った気がするのですが、要するに、エリアをどの範囲までにするのか、それをこの議論の中で決めていくのか。さっき、西垣先生からお話がありましたが、谷状の地形のあそこだけなのか、排水処理施設がありますあの谷一帯、あるいはもう少し周辺まで含めての再生、そういうふうにしていくのか、それによってもやり方が色々変わってくるのではないかという気がするものです。エリアの範囲をどう見ておられるのか、考えておられるのか、教えていただければと思います。

佐々木部会長： ワークショップの段階では、やはり対象地がどういうところかということはもちろん提示しなければいけないので、提示はいたしました。

基本的には青森県側の場所を中心とした地図とか、あるいは写真を提示したということなので、多分ワークショップに参加された方はあまり岩手

県側との関係についてはあまり意識されないで色々議論したのではないかなというふうに思います。

小原委員： 岩手県側もそうなのですが、谷を降りて行って、水処理施設がありますよね。ですから、あそこまでずっと一貫して入るのか、捨てられた場所だけに限るのかにもよって、色々構想にも多様な考え方があるんじゃないかと思っています。

佐々木部会長： ワークショップの時に前提条件と言いますか、どういう条件の中で議論をして欲しいかという資料を出しましたがけれども、その中では敢えて明確な境界というのは提示しなかったんです。ですから、この写真を見て大体このあたりだろうということで、多分皆さん、議論をされたのではないかと思います。

小原委員： 確かに廃棄物が捨てられた場所としては、非常に広いところなんですけど、ただ従来の公害ということからすれば、例えば松尾銅山の硫黄鉱山の跡、今もやっているわけですが、足尾銅山とか、ああいうところはもっともっと巨大なエリアですから、大きなエリアとして自然をどう回復していくかということは大きなプロジェクトになるわけですけども、そこまではいかないですよ。小さい。

ですから、それを経済活動とか、それに持っていくのはかなり難しいんじゃないかと思っていますね。もちろん、こういう歴史的な事実ではありますが、やっぱり風化して行って、それを常時ツアーの一環に入れていくというのは、相当人がそこに関わって面白さも持続していかなくてはいけないから、そこはなかなか厳しいんじゃないかなという気がします。

まあ、世界遺産みたいになれば、また別だとは思いますが、なかなかどうもそうはいかないとすると、お金もかけずに自然に戻したり、人が来るような場所にするとというのは結構難しい。でも非常に面白いと思っており、どういふふうに収斂していくのか楽しみなんですけど。

佐々木部会長： これから募集要項の案を御報告いたしますけれど、多分専門家に対していろいろ提案を募集するときは、どの範囲なんだということを明確にしないといけないだろうと思うんですね。その辺りの議論についてはこれから後、この協議会の場で色々御意見をいただかなくてはいけないところかなと思います。

確かにおっしゃるように、どの範囲かということによって提案の内容と

か、規模とか、レベルがやっぱり変わってくると思うんですね。専門家はそれを明確にしてくれないと考えられないというふうに多分出てくる可能性がある。ワークショップではそこまでいかない状況で、議論をしてもらったということです。

西垣委員： 宮崎のヒ素汚染ですが、宮崎大学が関わっており、アジアや世界のヒ素汚染のバングラディッシュ、インドのベンガル地方、ネパールに行って、どうすればいいかということで行っています。

廃棄物の処分場で、何か起こる前に対策をやられたことは、感心なことだと思います。

これは、価値あることだと思うんです。ですから、アジアの国で、やっぱり少しでも早く、こういうふうな対策をやる方法がありますということをどんどん発信していけば、僕はいいと思うんです。

これは、市民の方は、いつまで経っても行政がやってくれなくて、やっとう重い腰を上げてくれたというふうな評価をされるかもしれませんが、私にとってもこれだけの日本のお金をつぎ込んで、事前にこれだけやったということは非常に僕は価値あることだと思いますので、それを全面に出していただけないかなと思うんです。

できれば、青森大学とか地元の大学が、それをサポートして、世界に発信していくような形をとっていただければいいのではないかなと思うのですが。

佐々木部会長： ありがとうございます。

これからどうするかということ協賛会でむしろ今のようなことを議論していただければいいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

古市会長： 佐々木先生、どうもありがとうございました。時間が4時5分前になりました。この後、今日の予定では提案の募集要項について佐々木先生の方から御説明をいただくことになってございます。

どうでしょうか、西垣先生はここを何時に出れば新幹線でしょうか。

西垣委員： 大丈夫です。

古市会長： 他に時間制約のある方、おられますか。私どもは、今日は8時の飛行機ですので、それまでやることはありませんので。

じゃあちょっと、10分か15分遅れてよろしいですか。すいません。

今、色々な貴重な御意見をいただきまして、先ほどの小原委員のおっしゃった範囲をどうするかということは、例えば水処理施設のお話は議論として、意見として載っていますので、少し広めの議論をしていただいたという理解をしています。

前もちょっと申し上げたかも分かりませんが、場合によっては道路付けによっては、二戸の方にもつながっていく、新幹線の方にもつながっていくとかいうことがあってもいいのかなという気がいたしております。

ですから、その辺のところは、また次のステップで募集要項の中でその範囲の考え方みたいなことを御意見をいただければと思います。

西垣委員： よろしいですか。

岩手県と共にやってもらいたいという、何かその予算の問題とか時期の問題とか色々ずれている部分がありますけれども。

古市会長： そうですね。これまで2回ほど、協議会の時に議論をしたのですが、一緒にやりましょうと。ですから、声をいつも掛けましょうということにしています。

今のところ、鎌田さん、どういうことでしたか。もう少し待って下さいですか。

事務局： うちの方から色々提案をして、こういうことをやっていますということを申し上げて、一緒にやりましょうということをしたんです。しかし、一生懸命、今、岩手県の方では撤去をされていますので、そっちの方に集中したいと。

少なくとも今年度いっぱいはこの環境再生、跡地利用とかの議論をしないで撤去の方に専念したい。その後の検討になるだろうという返事をいただいております。

古市会長： はい。ということで。

ちょっとこれ、余計なことかも知れませんが、この現場に関することで西垣先生からおっしゃっていただいたことで、少し情報を申し上げます。

先週の9月25日、26日の木、金と、東京で不法投棄対策のシンポジウムを北大が少し世話をさせていただいて、環境省とかいろんな方が集まって開催しております。

特別措置法ですよ。国からの補助をいただいている12市県、自治体の有志の方にも集ってもらって、2日目はクローズでやったのですが、初日は一般公開でやりました。

その時に、鎌田室長が青森の県境の問題を基調講演していただいて、先ほど

の福井の敦賀の事例について、これも120万立方メートルの不法投棄現場なんですね、青森に負けてないんですね。それと三重県の方は、まだこれはどうするか途中ですけども、260万立方メートルです。ですからすごいのがいっぱいあるわけですね。

そういうところの現場の皆さんは、同じような問題を抱えていまして、こういう現状でどうしようという議論をしたんですね。

そのシンポジウムの趣旨は、そういう問題に対して住民と言いますか、市民、県民の方に正しく情報を伝えるためのリスクコミュニケーション、これがどこまで有効であろうかという議論をさせていただいたんです。

その時に、いろんな現場に対して、元々が埋立処分場であるか、一般環境に捨てられたかによって大きく違いますという議論とか、リスクを正確に皆さんと共有、県民・市民と共有しているだろうかという議論ですね。

そのリスクの大きさに応じて、じゃあどういう対策を打っていったらいいんだろうかという議論、その3つの視点から議論をして、本音の議論をさせていただいたんです。

そういうことがオールジャパンで今、やられているということを少し皆さん、認識していただいて、ここだけの問題ではないんだと。先ほど、西垣先生ですと、もう世界から来ているということですね。

2日目はクローズですから、あまり申し上げられませんが、鎌田さんが環境再生のお話をされると、非常に皆さん、興味を持って、どういうふうにしたらいいんですかと、皆さん、関心をそれにすごく持っています。

どうしたらいいか分かりません。この事例というのは、他でどこもやっていません。ましてや公募をするようなことはやってないんですね。ですから、そういう意味では日本で初めてですね。その意味では、プラスにつなげていけるようなものにしないと、見られていますよということなんです。

余計なことかも知れませんが、そういう状況でありました。

すいません、佐々木部会長、最後の募集提案、これについて御説明をよろしくをお願いします。

佐々木部会長： はい、それでは資料の8をご覧ください。

県民の方々にアンケート調査と、それからワークショップを通じて色々な考え方を御提案いただきました。それを全国の専門家等に投げかけて、もう少し技術的、あるいは経済的に実現性が高い提案、あるいは積極的な提案をいただくということにしておりました。その提案の募集要項の案が資料8であります。この提案募集はこの協議会と青森県の連名で募集をかけるということです。

最初に、今、議論になったような趣旨が1ページ目に謳われております。日本最大規模の事案であり、その原状回復には多大な国民、あるいは県民負担を要したということもあって、やはり全国的なレベルでその教訓、あるいはその知識とか経験を蓄積されてきたものは何とか発信をしていく必要がある。あるいは、その次の世代に引き継いでいく必要がある。そういう中での再生の提案募集であるということが、その趣旨として書かれているわけです。

それで、時間が無いのでちょっと趣旨の部分、それだけで割愛をいたします。

提案募集に当たっては、これまで議論をしてきたもの、あるいは調査してきたものは全面的に提示をして、専門家に検討、あるいは提案していただくということにして募集をするということが1ページ目です。

それから2ページ目に移りますと、どういう人達を対象にして募集をするのかということではありますが、これは大きく4つぐらいに分けて現在考えています。研究所などのシンクタンク、あるいは企業、業界団体とか、あるいは大学等の研究者とか研究グループ、それから3番目としてはNPO、非営利活動団体とか市民グループ、4番目としては一般の個人でも構わないということで、幅広く提案をしてもらおうということで考えようということなのです。

それから3番目が提案内容ですが、これについては四角で囲んであるところをちょっと御覧いただければいいと思うのですが、提案する時のテーマ、あるいは問題意識と言いますか、あるいは提案するキーになる理念、コンセプトを書いてもらうところ。それから提案の概要を書いてもらう。

それから3番目が、誰がそれを、提案を実施するのかということなのです。それから4番目、もし可能であれば事業費まで出してくださいと。例えば、個人とか、市民グループになりますと、なかなか事業費までは提案できないということがあるので、必ずしもこれは絶対条件ではないので、可能であれば事業費までの御提案をして下さい。それから5としては、そういう提案が実現した時に、どういう効果が期待できるかということ提案して下さいと。6はその他、特別に提案したいこと、あるいは注意したい点があれば書いてもらうという内容のものを提案してもらおうようにしようということでもあります。

それから、その下に○がいくつかありますが、募集するにあたって現場をやっぱり見ておきたいという方が当然出てくる可能性がありますので、現場の見学会を開催するということにしています。それから○2で、今までの議論とか調査の結果を希望者には配布をして、検討に供するということです。一番下の○、具体的なアンケートがありますよと。その結果についても必要があれば提示をしますと、あるいはリンクが貼られているので、それを見て下さいということでの情報提供をするということになっています。

それから3ページ目です。応募していただいた提案の取り扱いについてとい

うことでありますが、提案をいただいたものをどういう形で実現に結び付けていくのかということですが、まず第1段階は、提案いただいたものは、この協議会に設置された部会で審査をします。

審査をした上で、数案に絞ります。およそ平成21年1月頃を目途に審査をして絞り込むということになりますが、その下に審査基準についてと書いてあります。これはやはり審査基準を示さないと、やはり応募側はやっぱり何を重視して提案をしたらいいかわからないだろうということで、明記することにいたしました。

1番目が地域性ですね。地域住民や地域社会のニーズに応えるものであり、地域づくりへの適切かつ継続的な効果が得られるという視点から審査します。

それから、2つ目としては情報発信性ですね。これまでにない新しい発想や取り組み、方法論などが含まれており、全国に情報発信力を持つものであることという点からも審査をします。3番目としては、実現可能性ということでも評価をします。現状に照らして実現可能性が高いという点からも大事なチェックポイントですと、この3点を掲げて募集をしようということになります。

それから(2)その他でありますけれども、提案いただいて部会で数案に絞り込みますけれども、その絞り込まれた提案についてはこの協議会において提案者からプレゼンテーションをしてもらいます。協議会ではそれを基にして協議をしていきます。プレゼンテーションのために遠方から来る方もいらっしゃるでしょうけれども、そういう出席の経費については青森県が負担をします。

およその目途としての時期は平成21年2月頃、来年の2月を予定しているということです。

その次のステップとしては、この協議会で色々検討協議したうえで、県の方に提案をするわけですが、県はそれを受けて環境再生計画の案を策定する。平成21年5月頃がその目途ですが、そういうステップで提案されたものが進められていくということです。

それから青森県のホームページに優秀な提案については掲載をして、広く紹介をしていこうということで、これは提案者に対するインセンティブ、やはり何か見返りがなくなかなか提案をしてくれないだろうと。普通であれば賞金が出たり、あるいは提案を実現する時の事業計画をやらせてあげるよとかということが、普通はインセンティブになることが多いのですが、今回はそういうものは一切ありませんので、やはり名誉を与えると、あるいはPRをする絶好の機会というふうに見てもらおうように、青森県のホームページに幅広く知っていただくために優秀な提案については公開していきますということを記載することにしていきます。

4ページ目ですが、募集期間は来月の20日から2ヶ月という期間。応募の

方法については、その次のページに提案書のフォームがございますけれども、こういったフォームに必要事項を記入して電子メール又は郵送で提案を提出してもらおう。

それから7であります、これは非常に、こういったコンペとか提案の事業の中では重要な部分になりますが、知的所有権の問題ですね。まずは、以下の事項に同意した上で応募して欲しいということです。

まず①としては、応募した提案内容に関する知的財産については、青森県が必要と認める第三者が無償で使用する権利を与えます。ですから無償で使っていいですよということを了解して下さいということですね。それから②として、応募提案の一部または全部が応募者名と共に県のホームページ等で公表されるということを了解しますと。公開してもいいですねということの確認ですね。

それから③としては、応募における提案内容に対して、著作権人格権は行使しないということを了解して欲しいと。④としては、提案内容が応募者以外の第三者が保有する知的財産権の使用を前提としている場合には、知的財産権の使用料が製品に含まれ当該製品が市場で誰でも自由に購入できる場合を除き、提案書の中でその具体的な内容を明記してもらおうと。それから⑤としては、環境再生提案・審査部会、この部会ですね、部会での審査を通過したことによって提案の実現が保証されるわけではないということを予め知っておいて欲しいというのが5番目です。それから⑥としては、部会の審査を通過した場合におきましても、その提案内容の詳細検討に関する契約の実施の有無、あるいは契約先の選定については主催者側、県の決定に何の権利も主張しないと。ですから、選ばれても特別な権利は発生しない、あるいはそれを了解して下さいというのが6番目ですね。それから⑦としては、個人情報の取り扱いについては青森県の規定に従う。⑧は応募作品の返却はいたしませんと。こういうことを了解した上で応募して下さいというのが募集の主内容ですね。

それから、その次のページが具体的な提案書の様式、フォームであります。

以上のような形で提案書の案を作成いたしましたので、これについて御意見をいただければと思います。

ありがとうございました。

古市会長： はい、佐々木部会長、ありがとうございました。

ちょっと十分時間が取れませんので、全体の中身を議論はできないのですが、今、ざっと御説明いただいた中で、もっとこういうふうに活かしたらどうかとか、この辺はどうなっていますかという御質問、コメント等がありましたら、御意見を端的にお願いいたします。

福士委員、お願いします。



福士委員： 先ほどの提案の対象とする範囲の議論の続きになりますが、やはり対象を、例えば次のように明記した方がいいんじゃないかと思います。

提案の直接の対象は現場と水処理施設だけれども、例えば地域づくりという基準がありますので、地域づくりに重点を置かれる場合は、田子町、二戸市にある程度必要な範囲で広がっても構わないということを書かないと、提案をする方が大変困るんじゃないかと思うのですが。

先ほどの7-2の資料の例のワークショップの意見の中にも、現場で完結しないで周遊性を活かして地域づくりをしたらどうだという意見もありますし、そういうのが出てくる可能性があるんじゃないかと思います。

古市会長： ごめんなさい、後半の部分、もう一度お願いします。

福士委員： 資料の7-2の5ページですかね、提案の1つとして周遊性を持たせる工夫というのが、既存で完結しないで地元農産物というのがありますので、そういうのが出てくるのではないかと思いますので、多少は書いた方がいいと思います。

古市会長： ありがとうございます。  
他にいかがでしょうか。  
小原委員、お願いします。

小原委員： これから募集を始めて、審査が21年1月、それから2月にプレゼンテーション、5月に案を策定します。

この期間、このスケジュールで地元の田子の皆さんとか、あるいは事業主体も色々構想の中に入っているわけですが、そういうことを色々考えると、本当にこの期間でできるのかなって私は思うんですね。

これを県がお金を出して、県が自らやるというのであればできるのかもしれませんが、そうではなくて、田子さんからも出ていますが合意を、コンセンサスを大事にしろという話をしているわけで、あと事業主体、あるいはボランティアの協力などのいろんなことを考えればこの期間でできるというのはちょっと信じがたいなと思っているものです。

こんなに慌てなくても、実は今、撤去したのが半分ぐらいですか、まだ半分ぐらい残っているんですね。地形もこれから少しずつ原状に、捨てる前の形に近くなっていくんだと思うのですが、そういうことを考えると、急いでイメージを先に作った方がいいのかもしれませんが、もう少し時間がかかるのではな

いかという気がしているのです。

古市会長： はい、ありがとうございます。スケジュールについては部会等でもその辺を議論をしていただいていますので、それと最終的に募集を掛けて、意見をいただいたものについて、それを全くそのまま案を採用するというのではなく、この協議会でその案を練っていただくというプロセスなんですね。

平たく言いますと、いい案が複数出てくれば、そのいいところを参考にさせていただいて、さらにいいものにこの協議会でしていきましょうという意味です。それで十分コンセンサスを得るプロセスと、それといいものに作り上げていくというプロセスは必ず通ります。ですから、できるかできないかは取りあえずやってみましょうという理解です。

小原委員： 岩手側は、今日の新聞にも出ているのですが、またドラム缶がどっと出たり、本質の撤去の方が大変で、そっちこそを徹底して私たちもやって欲しいと思っているのです。

ただ、じゃあ後はどうでもいいかという、そうではなくて、撤去したところもあるものですから、これは地元として、将来どういうふうにするというのはいろんな案があるわけですが、環境基本計画を作る時に産廃の跡地についてのアイディアがあればということで、中学生なども色々と書いているんですね。

その中でバイオディーゼルにも触れて、ひまわりとか菜種などを植えてという話もある。実は私たちも実現するかどうか県にちょっとあれしているのは、終わった所に一部実験してみようかなと。木を植えるとか、花を植えるとか、いろんな方法もあるわけですが、未来に向かって、これからいろんなエネルギー対策、あるいはCO<sub>2</sub>対策もあるわけですが、そういうことも考えて、一つはそういう方法もあるかな。ただ、現場でどうだろうというテストをしてみようかなという話もしているわけですね。

ですから、これは案ですから、案を作るのは早くても本当の成案になるまで時間が掛かるのかもしれませんが。せつかく作るならあまり急がないで、コンセンサスを得ることもあるし、それが本当に実現するのか、特に事業主体とか負担とか、あるいはボランティアの参加を得る時には、絵だけじゃなくてその人達が本当に参加する雰囲気を作っていけるか、それは計画のプロセスにも関わってくるような気がするものですから、私はそんなに慌てなくても、支持を得ながらいい計画を作ったらどうかなと思ったものです。

古市会長： はい、参考にさせていただきたいと思います。多分、いいものを作りたいという思いは、皆さん一緒だと思うんです。そのために、時間が必要であれば時

間を十分に掛けていくと、これも私も全くその通りだと思います。

ただ、ある程度できることをいたずらに時間を延ばす必要もないんじゃないかという気もいたします。ですから、今できることをやってみようということです。

その辺は、前回は御意見をいただいて、こういう方向でやりましょうという議論をして、一歩ずつ進めさせていただいているんですね。ですから、今、小原委員がおっしゃったことは、そのプロセスの中で活かしていくべきだろうと私は考えます。

ということで、募集要項につきましてはこのような方向で検討させていただいてよろしいですか。

井上委員も部会の委員でありますので、先ほど非常に貴重な意見をいただきましたので、それを部会の中で活かさせていただいて、公募までに3週間ちょっとありますので、その間にちょっと詰めていただきたい。

今日も御意見をいっぱいいただきましたので、その辺を踏まえて募集要項の中身をさらにブラッシュアップしていただくことと、本当にこのスケジュールでできそうかどうかと、今、小原委員に非常に心配していただきましたので、その辺ももう一度佐々木部会長と御検討をしていただけないでしょうか。

やはり、せっかくやるんだから性急にやる必要も無いと思います。じっくりやる必要があると思います。

この方向で、あと3週間ありますが、ちょっと時間が取れなくて申し訳なかったんですけども、その3週間の間に今日いただいた御意見を踏まえて、部会の方でさらに少し詰めていただいたもので、公募するというところでよろしいでしょうか。ここでちょっと承認が必要です。

西垣委員、お願いします。

西垣委員： 賞品が全然無いとなったら、ほとんどプロは参加しないと私は思うのですね。

ですから、これ、事業として、いろんなところにどこかトライして、ファンド、あるいはスポンサーを集めるということも少し考えていただければいいんじゃないかなと思うんです。

古市会長： ビジネスですね。

具体的にその知恵をちょっといただきたいと思うんです。これ、本当にそういう何らかのリターンが無いとできないものなのか、それとも佐々木部会長がおっしゃったように名誉である。例えばですよ、日経だとか、NHKだとか、そういうところも後援をするだとかでやりましょうという形になった時に、賞品というよりも、名誉で世界で最先端の企画を出したんだということですよ。

それでは無理ですかね。具体的にそういう何かペイを還さないとか、いけないものなんでしょうか。井上委員、お願いします。

井上委員： 金銭的なインセンティブは無いという前提でいいと思うのですが、いいかどうかというか、やむを得ないと思うんです。

その名誉という点にしても、今のこのホームページに提案者の名前を掲載するというのが本当に名誉心をくすぐるようなインセンティブになるのかどうかというのをちょっと考えた方がいいかなと。これ、部会の課題でもあるかとは思いますが、ただ部会だけでは解決しないので、県の方もいらっしゃるのかもしれませんが、例えば表彰するとか、あるいは提案者のお名前を記録に留めるとか、もうちょっと一歩突っ込んだ書きぶりがあった方がいいんじゃないかなと。ホームページに掲載しますということだと、ちょっとブログを持っている人だったらそんな名前はありふれているわけです。

古市会長： そうですね。その辺の議論を前回部会の方でやったんです。佐々木部長もその辺を心配されて、ちょっと議論をしましょうという形で。

今日、出てきたものを見ると、ホームページへの掲載しか書いてないので、事務局さん、どうなっていますかね。今、言えることはこの程度ということですか。

もっとさらにいっぱい考えているんだけど、今はこの程度にしておくということなのか、いや、これがいっぱいいっぱいだという話なのですか。

事務局： 実は前回の部会でもお話がありまして、色々と中では検討をしております。

これだけではない、これだけだとちょっと厳しい面はあるかなと。ですから、例えば知事表彰とか、そういうものは検討をしてもいいんじゃないかという具合に考えています。

古市会長： それと、色々と代替案も考えておられるんでしょう。例えば、賞みたいなのかな。

事務局： いろんな全国紙への協賛とか、あるいは後援とかをお願いしていきたいなということは考えておりますけれども、まだここで具体的に活字にして皆様にお知らせするという段階ではなかったものですからこの程度で抑えておきました。

古市会長： 公募の時はどうなのでしょうね。3週間後に具体的に公募しなければいけないわけですね。そうすると、今、西垣先生がおっしゃったように、ホームペー

ジだけかとか、そうならないかなということで、その出し方ですよ。

多分、佐々木部会長も一番心配されていることだと思うんですけども。ちょっと3週間の間にもう少し練りませんか。

事務局 : はい、部会長とも相談をしながらやっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

古市会長 : はい、そういうことで、井上先生も是非参加してよろしくをお願いします。  
はい、どうぞ須藤さん。

須藤委員 : テーマから外れるのですが、再生を今、色々やっていますけれど、予算というのはあるんですか。再生の使える予算です。それが無くて、賞状だけあげよう、何かをあげようというのだったら、どうなのかなと思ったものから。私だけ分からなかったのかなということでしょうか。

古市会長 : これは県の方で答えいただいた方がいいですか。私は私なりの意見がありますが、それは県の意見ではないですからね。

事務局 : 全国からの提案募集を実施するということについての予算措置はありません。

須藤委員 : それだけじゃなくて、ほら、何か再生のために木を植えるとか、色々今出ていますよね。何になるか分かりませんが、そのための予算です。

事務局 : それは行政ですので、単年度予算ですので、来年度の21年度に、それが何が必要かどうかということは、これからの議論の中で検討をしていくということです。

須藤委員 : それからもう1つです。今、世界的にどうのということの話になっていたんですけど、私が一番心配なのは、青森県で今、県境の撤去をやっている、うまくいきましたという話になって、他の所にまたこういうのが県内にできたら、もうどうしようもないわけですよ。

ですから、そういうために、まあ先の24年過ぎてからのことかもしれませんが、今、県内でこんなに大きな規模じゃなくてもごみが捨てられているところがあるかもしれないですね。そういうところをどういうふうに県はやっていこうかなという考えがあるのか。ちょっと私は、先のこと心配です。

今、ここ一生懸命ですが、ごみが小さくても大きくてもこれからのことです。

事務局 : 不法投棄は他にも小規模なものもあります。これはそれぞれ原因者が異なりますので、当然原因者に全て撤去するよう強力に今、申し入れをしているところでございます。

古市会長 : 須藤委員、また次回も同じようにどんどん質問して下さい。よろしくお願いします。

すいません、時間が随分超過いたしました。では、募集要項につきましては部会でもう少しブラッシュアップをした原案を作っていただくということでよろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。佐々木先生、大変ですがよろしくお願いします。

その他、何かございますか。事務局の方で。

事務局 : あります。資料9としてお配りしておりますけれども、次の回の推進協議会についてであります。(1)の開催日時は変更無しなんですけれども、内容です。

昨年9月に現場視察をして以来、委員の皆様には現場を見ていただいておりますので、大分現地の状況も変化してきていますことから、次の協議会では現地視察を組み込みまして、次のように時間を配分して開催したいと考えてございます。

なお、協議会の後に不法投棄現場を見ていただくということになりますけれども、岩手県側の見学も、現在交渉中ですけれども内々に可能だというふうにしております。ただ、岩手県側も11月15日に協議会がございますので、説明者等をどうするかということで詳細を今協議しているところであります。

ということで、こういう予定で動いておりますので、後日正式な開催案内を差し上げることとしたいので、よろしくお願いいたしますと思います。

古市会長 : 次回は現場視察をしながら、協議会は八戸市で行い、その後で視察に行くということですね。ほとんど1日がかりになりますね。

これにつきまして、何か御質問ございますか。日々修復されていますので、現場を見て、また議論が深まればと思います。

すいません、柳田さん。何についてでしょうか。

柳田委員 : 全体に意見というか、要望をしたいと思います。

先ほどから、再生も一緒に作業が進んでいるわけだけでも、基本になる現

場から撤去するという、基本が一番大事だと私は思っていますので、そのための県内の処理業者が早くあと1社、2社が稼働できるように県によろしくお願いを申し上げたい。それが1点でございます。

もう1つは、先ほど須藤委員もおっしゃったように、私は、二戸市長さん、小原さんと工藤委員さんに提案したいのですが、まだあの現場の周辺の地区にもしかすれば産廃がある可能性があるというふうに私も思っています。

ですから、そこは田子町とよく協議をして、隣接のいわゆる土地を調査するように何とかこれから進めていただきたい。というのは、青森県に多分集積した廃棄物から流れる水というのが来ないかもしれないけれども、二戸側の方にいく可能性が十分ある地区でございます。

私も小さい時によくあそこに遠足に行ったんだけど、今は地形が変わっています。その時に傾斜地があったのが、今はもう盛土になっている土地がございます。ですから、そういう場所の調査をさせないということは、多分何かがあれば調査をしたくないわけです。ですから、そこを何とか、二戸市と住民と田子町と、そして県と一緒に地権者と交渉をしていただきたいと思いますので、何とかそれをやって、この負の遺産というのを二戸の地区の住民の方々が安心して子孫まで残せるように、今やらなきゃダメだと思うんですよ。そこを何とかお願いしたい。

以上です。

小原委員： ついでに。同じ話ですが。ありがとうございます。

古市会長： 分かりました。どうでしょうかね。時間があまり無いので、これが今やっている議論に関わる問題と少し外れるんです。

小原委員： 少し外れます。ただね、大事なことは、今のような環境再生をどんなすばらしいものやったとしたって、あれを置いたままだと絶対汚点を残しますよ。

今、確かに岩手は遅れていますが、今撤去をしているところのほとんどの水は、田子側、青森側に皆流れているんですよ。二戸側に流れるのは、今言われた地下水は南側牧野だけ、あとは全部熊原川に流れている。

だから、ある意味では青森県民のために一生懸命やっているわけですから、その辺を理解していただかないと、これはどんな美しい再生計画を作ってもこれを置き去りにしていたら絶対汚点を残すと思いますよ。

古市会長： 小原さんがおっしゃることは非常によく分かります。この辺はどうでしょうかね。今、県の御見解と言ってもなかなか答えるのは難しいと思いますので、

こういう御意見が出ましたということで止めておきたいと思います。これにつきましては今後また議論を必要な時にいたしましょう。

山口さん、それでいかがですか。何か今の時点で、お答えできることがありましたら。

山口部長： 経緯は市長さんにもずっとお話をしてきたし、また要望をいただいた時にも文書でお出ししたわけではありますが、廃棄物は、基本的には地権者が処理することになるわけです。重要な話であります。

ですから、そういうことを前提にして地権者はいろんなことをお考えになっているんだろうと思いますが、県としては環境にどれだけ影響があるかということはきちっと調査をしております。ですから、岩手県側も水環境を調査しておりますし、県はまたあそこの付近の水を調査しております。

一切出ておりません。そういうことで調査を引き続き監視をしながら、今後対応をしていくという前提で対応をしております。

古市会長： はい、ありがとうございました。

一応この協議会はこれで閉じたいと思います。あと、御議論あると思いますが、それはまたこれが終わった後でまたちょっと御議論させていただいたらと思います。

まだまだ現場非常に多様な問題を抱えておりますので、色々な御意見があるかと思いますが、やはり現場を浄化したい、再生したいという思いは一緒でございますので、両県、青森県、岩手県が一丸となってやっていきたいと思えます。そのための努力は、多分両県の方、行政の方も皆さんも同じ思いだろうと思えます。

ということで、時間がまいりましたのでこれでお開きにしたいと思います。あとマイクを司会にお返ししますので、よろしくをお願いします。

事務局： ありがとうございました。古市会長には議事進行を、そして委員の皆様には長い時間熱心な御協議をいただきました。大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第24回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。本日はお疲れ様でございました。